

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 札幌営業所
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣実績 無し

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 011(786)0565

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結しているか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

*主な内容: 社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 北関東支社
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣労働者数	0名（2024年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先事業所数	1社（2023年度派遣先事業所数 実数）
マージン率	11.8%（2023年度マージン率の平均）
派遣料金の平均額	29,533円（2023年度労働者派遣に関する料金の平均額）
賃金の平均額	26,048円（2023年度派遣労働者の賃金の平均額）

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 048(787)3693

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結してるか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

* 主な内容：社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 千葉事業所
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣実績 無し

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 043(273)3600

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結してるか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

* 主な内容: 社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 南関東支社
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣実績 無し

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 043(273)3600

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結してるか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

*主な内容: 社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 関西支社
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣実績 無し

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 06(6334)5885

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結してるか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

* 主な内容: 社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 神戸事業所
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣労働者数	1名（2024年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先事業所数	1社（2023年度派遣先事業所数 実数）
マージン率	38.1%（2023年度マージン率の平均）
派遣料金の平均額	39,732円（2023年度労働者派遣に関する料金の平均額）
賃金の平均額	24,573円（2023年度派遣労働者の賃金の平均額）

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 078(672)1023

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結してるか否か	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	: 2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

* 主な内容：社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー

労働者派遣法第23条5項に基づく情報提供

対象事業所 広島営業所
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

【労働者派遣の実績等】

派遣実績 無し

【キャリア形成支援制度に関する事項等】

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給状況	対象労働者の費用負担の有無
コンプライアンス研修	全従業員	OFF-JT	派遣元事業主	有給	無
リスクマネジメント研修		OFF-JT			
環境関係研修		OFF-JT			
育児介護休業法関係研修		OFF-JT			
階級別研修	管理職	OFF-JT又は			

【キャリアコンサルティング相談窓口について】

相談窓口 082(241)8690

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

・労使協定を締結しているか否か	：	締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	：	全ての従業員
・労使協定の有効期間の終期	：	2025年3月31日

【その他参考と認められる事項】

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

*主な内容：社会保険(健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険)、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング 会社提供のメニュー